

漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第 1 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第 1 において単に「小型魚」という。）に係る法第 32 条第 2 項規定に基づいて知事が行う助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

知事管理区分における小型魚の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能性に占める割合			知事が当該知事管理区分において小型魚の採捕をする者に対してする助言、指導又は勧告の内容
知事管理区分	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	70 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を助言する ・ 1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・ 1 週間に 1 日以上休漁を行う
		80 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を指導する ・ 小型魚を獲ることを目的とした操業を行わない ・ 1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・ 1 週間に 1 日以上休漁を行う ・ 小型魚を 1 日当たり 10 キログラム以上水揚げした場合は、その後 4 日間は小型魚を再放流する
		90 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を勧告する ・ 小型魚を獲ることを目的とした操業を行わない ・ 小型魚を再放流する
	神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	70 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を助言する ・ 1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・ 1 週間に 1 日以上休漁を行う
		80 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を指導する ・ 1.5 キログラム未満の小型魚を再放流する ・ 1 週間に 1 日以上休漁を行う ・ 小型魚を 1 日当たり 10 キログラム以上水揚げした場合は、その後 4 日間は小型魚を再放流する
		90 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を勧告する ・ 小型魚を再放流する

2 1 の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

- (1) 小型魚の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する小型魚の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合
- (2) 当該知事管理区分における小型魚の採捕をする者の全てが同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び小型魚の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

第2 くろまぐろ（大型魚）

くろまぐろ（大型魚）（第2において単に「大型魚」という。）に係る法第32条第2項規定に基づいて知事が行う助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

知事管理区分における大型魚の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合			知事が当該知事管理区分において大型魚の採捕をする者に対してする指導の内容
知事管理区分	神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	80 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を指導する ・大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚は再放流する。
		90 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を勧告する ・大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚については再放流する。 ・大型魚を水揚げした場合は、その後4日間は大型魚を再放流する。
		95 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を勧告する ・大型魚を獲ることを目的とした操業を行わない。 ・大型魚を再放流する。
	神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	80 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を指導する ・大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚については再放流する。
		90 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を勧告する ・大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚については再放流する。 ・1週間に1日以上以上の休漁を行う。さらに、大型魚を水揚げした場合は、その後4日間は大型魚を再放流する。
		95 パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を勧告する ・大型魚を再放流する。

2 1の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

- (1) 大型魚の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する大型魚の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合
- (2) 当該知事管理区分における大型魚の採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び大型魚の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加

している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この指針は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 3 令和 6 年 3 月 31 日までの間における第 1 の 2 及び第 2 の 2 の規定の適用については、「同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水管第 2354 号水産庁長官通知）に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。